平成２８年（フ）第３６０号
新潟市西区寺尾前通２丁目３番地17　コーポ旭103号
債務者　松田　和子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１７号
石川県白山市みずほ２丁目２番地14
債務者　田中　伸明
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８０号
山梨県甲府市上阿原町1258　Ｇ・ＰＬＡＣＥＡ　203号室、住民票上の住所山梨県甲府市西高橋町65番地　レジデンスサガラＡ―201
債務者　芦野　麻衣
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８７号
山梨県南アルプス市飯野4138番地１　サンビレッジ飯野Ａ―303、前住所山梨県甲府市国母４丁目１番13号
債務者　鮎川　和美
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８８号
山梨県甲府市上石田２丁目41番27号　ジョイフル上石田202、前住所山梨県甲府市上石田２丁目33番20号　レオパレス上石田101
債務者　篠原　篤実
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８０号
長野県諏訪郡富士見町落合10399番地15　セジュール桜ヶ丘101
債務者　小松ひと美
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第４７号
長野県伊那市日影361番地ジョワピュールＲ―２号
債務者　藤澤真由美（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第５１号
長野県伊那市狐島4086番地２　ロイヤルハイツ201号
債務者　松﨑　輝美
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第１９３号
三重県鈴鹿市長太新町１丁目５番10号
債務者　ボガド　ベセラ　レニン（ＢＯＧＡＤＯ　ＢＥＣＥＲＲＡ　ＬＥＮＩＮ）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０３号
三重県鈴鹿市稲生４丁目19番31号　ウッドベルⅡ102号、住民票上の住所三重県伊賀市上野新町2750番地の１
債務者　中川　一雄
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２６号
兵庫県宝塚市今里町10番３―306号
債務者　朝倉こと　崔　富美江
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５９６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目12番27―205号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目14番24号
債務者　米永　　博
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６０３号
兵庫県尼崎市猪名寺３丁目２番20―411号
債務者　須藤加代子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８８号
兵庫県姫路市飾磨区構３丁目220番地３
債務者　壽　　翔子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４００号
兵庫県加古川市尾上町口里514番地の３　Ｍプラザ加古川弐番館1009号
債務者　為本　啓子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２８６号
奈良県天理市三昧田町446番地、住民票上の住所奈良県香芝市良福寺263番地１　ドルチェＮＡＫＡＴＡ509号
債務者　川畑　裕一
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
奈良地方裁判所